

		受付番号	2
一 般 質 問 通 告 書			
宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。 令和6年11月27日 宇美町議会議長 殿 宇美町議会議員 高橋 紳章			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		質問の相手
職員の笑顔があふれる窓口対応を	役場の窓口対応が明るく相談しやすければ、町民は安心して暮らせることができ、ひいては宇美町に住み続けたいと思うことにつながるのではないかと。 また、明るい役場づくりには、職員が生き生きと働くことができる環境も重要である。 今回は、町民に開かれた明るい窓口対応にするための取組について問う。 1. 窓口対応の状況は（感謝・苦情等は） 2. 感謝や苦情等があった時の対応は 3. 窓口対応の指導・教育は 4. 町民の満足度を高めるための取組は 5. 職員間のコミュニケーション・情報共有は 6. 町長が考える笑顔あふれる役場づくりとは		町 長